

鎌倉市名越中継施設整備発注支援等業務委託に係る委託業者審査基準

項番	評価項目	評価基準	配点
1	実績について	地方公共団体の一般廃棄物処理施設（焼却施設）の解体及び一般廃棄物処理施設の整備に係る発注支援業務（基本計画策定・要求水準書（発注仕様書）作成・事業者選定支援等）、中継施設の整備に係る実績を有しているか。	20
2	実施体制について	本業務の遂行に十分な人員体制がとられているか。	20
		主任技術者又は担当技術者が、地方公共団体の一般廃棄物処理施設（焼却施設）の解体及び一般廃棄物処理施設の整備に係る発注支援業務（基本計画策定・要求水準書（発注仕様書）作成・事業者選定支援等）、中継施設の整備に係る業務に従事した実績を有しているか。	
		管理責任者又は担当者が、廃棄物処理関連の十分な知識・経験・実績を有しているか。	
3	スケジュールについて	実施可能なスケジュールが計画されているか。	15
4	本事業への理解度について	本事業に関する本市の政策を十分に理解した方針が示されているか。	15
		本市の特性及び地域特性等を踏まえ、一般廃棄物処理施設の解体及び整備に係る課題等について検討がなされているか。	
5	事業内容について	国及び県の方針や民間事業者の動向、市民等の意見を適切に計画に反映できる提案がされているか。	20
		各種調査について既存施設への影響を最小限に抑える提案がされているか。	
		各種調査について効率的かつ効果的な手法が提案されているか。	
		実現性及び実効性のある提案となっているか。	
6	プレゼンテーションについて	企画提案書の説明、質問に対する回答が明確で分かりやすいか。 本業務に対する理解度、参画意欲を十分有しているか。	5
7	コストについて	提示見積額の評価	5
合計			100

※最低基準点は、配点合計100点の60%とする。